

ほほえみ

第58号(令和元年12月)
発行：小山市教育委員会



家庭における人権教育

子どもの人権意識を育むために、地域や学校においてさまざまな取組がなされていますが、すべての教育の出発点と言われる家庭教育においても、その役割が求められています。家族や親子の普段の関わりについて「人権」という視点で振り返ってみましょう。

こんなことはありませんか？

今忙しいから、あとでね。



こんなこともできないの？

お兄ちゃんは〇〇だったのに…

子どもの確かな人権意識を育むためには…

「**自分が大切にされている**」という感覚

安全で安心できる環境

が大切です。

安心して生活できる環境や「自分の思いを受け止めてもらえた」「いつも自分を見てくれている」など、自分が大切にされているという感覚や経験は、**自尊感情**を育むことにつながります。また、自分を大切に思うことは、他人を大切にすることを高めることにつながります。日頃から子どもとの**コミュニケーション**を大切に、適切な言葉かけを心がけましょう。

聴く

うなずいたり、あいづちをうったり

「うん、うん」「それで～」「なるほど」
親に自分は受け入れられていると感じます。

キーワードを繰り返す

「〇〇なのね」「△△なの？」
親に共感してもらえているという安心感を与え、自己肯定感も高まります。

質問してみる

「その時どうだったの？」「それで？」
子どもは興味をもって聴いてもらっていると感じます。

言葉かけ

結果よりもプロセス重視

「これまで、本当にがんばってきてよかったね。」結果もこれまでのがんばりも、どちらも認めてもらえたといううれしさを感じ取れます。

“あい”メッセージを

“あい”手の気持ちに共感し、“I(わたし)”の気持ちを伝えましょう。
「よかったわね。やったわね。わたしもううれしいよ。」
「あなたが楽しそうだと私も楽しい。」

下都賀教育事務所ふれあい学習課資料より一部抜粋

「子どもの権利条約」をご存じですか？

「子どものくせに…」「子どもは大人の言うこと聞いていればいいんだ…」なんてことはありませんか？

子どもたちの尊厳を守るために**子どもの権利条約**が定められています。

「子どもの権利条約」では子どもは大人に管理される対象ではなく、一人の人間として尊重され、大人と同じように独立した人格と尊厳をもつ権利の主体として見なされています。



① 生きる権利

病気・けがの適切な予防措置や治療を受け、生命の安全が保証され健康に生活できる権利

② 育つ権利

教育、福祉などの側面から、子どもたちの健やかな成長に必要な支援を国、親をはじめとする大人から受ける権利

③ 守られる権利

強制労働、経済的・性的搾取、暴力、虐待などから保護される権利。また、障がいのある子どもや少数民族の子どもなどについては、特別に保護される権利

④ 参加する権利

子どもたち自身の意向を尊重した、意見表明、グループの結成や活動に関する自由を認められる権利

小山市人権啓発パンフレット NO.4 より

その言葉…ちょっと気にしてみませんか？

つい、かっとなってかけてしまったその言葉、「暴力」でなくても、子どもの心を深く傷つけ、虐待につながる場合があります。

しつけとは…

子ども自身が善悪について判断できるように、保護者が一貫した態度で養育することです。

虐待とは…

保護者の都合や感情により、力によって子どもを思い通りにしようとする行為です。

身体的虐待

殴る 蹴る 戸外に閉め出す など

性的虐待

性的行為の強要 性的なものの見せる など

心理的虐待

暴言 無視 夫婦間の暴力を見せる
きょうだいで差別的に比較する など

ネグレクト（育児放棄）

学校へ行かせない 食事や入浴をさせない
病気の治療を受けさせない など

子どもは私たち大人のことをよく見ています。子どもの確かな人権意識を育むために、身近にいる私たち大人自身が人権感覚を高め、子どもたちに手本を示していきましょう。

参考資料：平成26・28年度人権の窓 栃木県教育委員会事務局 総務課人権教育室

小山市人権関連ホームページ

【**小山人権の扉**】をぜひご覧ください。
webで「**小山人権の扉**」で検索してください。

今回の『ほほえみ』はいかがでしたか？

皆様のご感想・ご意見等を、ぜひお聞かせください。
e-mail: d-aakusvu@city.ovama.tochigi.jp